

令和7年度 第1回 淡路島公園・あわじ石の寝屋緑地管理運営協議会 議事録 (あわじ石の寝屋緑地あり方検討 抜粋)

1 日時 令和7年10月29日（水）14:00～16:00

2 場所 淡路ハイウェイオアシス やまもも

3 出席者（委員）

嶽山洋志委員（会長）、藤原道郎委員、澤田佳宏委員、米山正幸委員、坂田隆二委員、吉栖雅人委員、首藤健一委員、伊東範尚委員

4 協議事項

- (1) あわじ石の寝屋緑地 あり方検討の実施について ······ 資料 1
- (2) 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】··· 資料 2
- (3) 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】··· 資料 3

5 議事要旨

公園緑地課より資料1、資料2、資料3に基づき説明。

発言者	発言内容
嶽山会長	事務局の説明に対して何か意見があれば、発言をお願いする。澤田委員、石の寝屋緑地でよく活動されているが何か意見はないか。
澤田委員	今回は、緑地のあり方を決めていくものであり、検討内容が、「ゾーニング図の作成」や「実際に樹木伐採を行う際の合意形成のルール設定」、「樹木伐採に関する情報発信のルール設定」であるが、どういう公園としてあるべきかという公園のコンセプトを明確にする部分は、あり方検討では検討しないのか。
県公園緑地課	公園のコンセプトは、リノベーション計画で大まかに記載している。あり方検討は各公園で実施しているが、公園ごとの議論の中で、公園の方針をもう少し決めた方がよいなどの意見があれば、その点についても議論する流れとなる。より詳しく記載した方がよいとなれば、内容について議論していただきたい。
澤田委員	公園のコンセプトを記載することが、ゾーニング図の作成や合意形成などのルール設定を行う際の拠り所となる。どういう公園を目指すのかという話を最初に行った方がよい。 あわじ石の寝屋緑地に関しては、淡路島の里地里山を保全しているという特徴がある。淡路島は開発が進んでいない地域がたくさんあり、里地里山もたくさん残っているように見えるが、そのエリアに人が入って里山林や二次草原、湿地の管理を継続できる里地里山は、民地ではこれから減っていく。石の寝屋緑地は、公共の緑地であるため、生態系の保全に必要な人為的擾乱を与えることができ、里地里山の自然を維持できる。淡路島の里地里山の良好な生態系を保全できる公園というのがベ一

発言者	発言内容
	スのコンセプトとしてあった方がよい。
県公園緑地課	参考資料1の2ページ目に記載しているとおり、ひょうごパークマネジメントプランでは、当緑地は「くつろぎの公園、環境との共生を学ぶ場」としている。その下に記載のリノベーション計画には、リノベーションテーマとして「豊かな森を活かした健康づくりやレクリエーション」と記載し、「豊かな森」をキーワードとして維持管理を行っているが、まずは、計画に記載の文言でよいのかどうかを議論していただきたい。
澤田委員	「豊かな森」とは一体何が豊かなのか分からぬ。大きな木が生えている森が豊かな森かというと、必ずしもそうではないし、石の寝屋緑地の価値は「大きな木が生えている森」にあるわけではない。淡路島の大部分の放置されている里山林では、大きな木が生える森は今後増えていくと思うが、一方、手入れが継続できる森は限られている。手入れが継続する森がこの緑地にはあるということに価値がある。そういう意味で、先ほど申し上げた、「里地里山の良好な自然環境の保全」という文言を付け加えた方がよいのではないか。
嶽山会長	計画の文言を変えていくことは可能か。
県公園緑地課	可能である。今後の緑地の方向性を決めていく上でのベースとなる。
澤田委員	石の寝屋緑地の大事な自然は樹林だけではない。棚田や田んぼ、あるいは草むらなどの"木が生えていない場所"の生態系も里地里山の大事な生態系なので、その辺りをしっかりと謳つていけるとよい。森が大事であるということではなく、里地里山の多様な自然（生態系）があることが大事である。
藤原委員	参考資料1の5ページ目に記載のリノベーション計画の文言を変えるとすれば、次回の更新のタイミングで変更するのか、随時変更が可能なのか。
県公園緑地課	リノベーション計画については、随時変更が可能である。管理運営協議会の意見を受け、変更していくこととなる。ただ、リノベーション方針に課題とそれに対する対応を記載しているが、すぐに対応するものではなく、今後の対応の方向性であるため、対応すべき優先順位も協議会の中で議論していただきたい。
藤原委員	あり方検討は、樹木の伐採に関する周知ができていなかつたことが問題のベースとしてあるが、この緑地に関しては、定期的に伐採あるいは草刈りをした方がよいということであるため、検討内容に齟齬がないように注意すべきである。
県公園緑地課	他公園でも同様の議論があり、明石公園などの都市型の公園では、1本の樹木でも伐採してはいけないなどの意見があるが、有馬富士公園などの郊外型の公園では、樹木を定期的に伐採する必要がある。そのため公園に応じて考えていく必要がある。
嶽山会長	本緑地のテーマが、淡路島の里地里山の自然環境保全を目指すという

発言者	発言内容
	ことで、合意されたということでおろしいか。その上で、ゾーニングをどうすべきかを考える必要がある。 澤田委員、ゾーニング図の中に、これから利用を踏まえた内容を落とし込むことは可能か。
澤田委員	既にその内容を踏まえたゾーニング図となっている。ただ、表の「想定される実施主体」に淡路景観園芸学校が多く記載されているところが気になる。
県公園緑地課	現時点での想定を記載している。
澤田委員	設置者、指定管理者、住民団体、利用者など様々な主体が関わるようにしていきたい。
嶽山会長	新たな予算措置はないのか。自然共生サイトに登録されても補助などはないのか。
県公園緑地課	自然共生サイトなどの制度の変わり際であるが、環境省の補助があるという話は今のところ聞いていない。
澤田委員	保全活動に対する補助メニューのようなものを環境省で整備しようとしているという話は聞いている。住民参加の保全活動であれば、今後予算を取れるようになるかもしれないが、現時点では分からぬ。
嶽山会長	自然共生サイトでは「活動」が評価されるのであれば、いかに「活動」を持続させていくのかが重要である。
澤田委員	今のところ、「活動」としては淡路島公園楽しもう会が定期的に生物調査を続けており、そのデータを蓄積している。それが一つ大きな活動である。もう一つは、環境保全部会が年に2回、外来種駆除やササ刈りなどの活動を行っている。その他には、兵庫県立大学が年に1、2回訪れ、湿地保全を学ぶ機会を作ろうとしており、ここ2年は実際に動いている。今の状況が続ければ、我々も活動に関わっていけると思うが、指定管理者のお考えはいかがか。
淡路島公園・あわじ石の 寝屋緑地管理事務所	人手が足りていない状況である。淡路景観園芸学校と一緒に活動していくことが肝になってくると考える。
澤田委員	ぜひ、一緒に活動していきたい。
嶽山会長	他に意見はないか。
澤田委員	ゾーニング図Aの表に記載の「想定される実施主体」の書き方をゾーニング図Bの表の書き方に統一してもよいのでは。
県公園緑地課	承知した。
澤田委員	ゾーニング図Bの表に、「眺望を考慮し、眺望景観の支障となる樹木の伐採等を実施」と記載しているが、この緑地は里山を守ろうとする公園で、展望台の周りの樹木を切ることが里山保全にそのまま直結しているということを記載する方がよい。公園のコンセプトの例外の場所として樹木を切っているのではなく、展望台の周りの眺望を阻害する樹木を切ることが、周辺の生態系としてもプラスになることを示しておいた方がよい。

発言者	発言内容
県公園緑地課	生態系管理と活用の意味があるということか。
澤田委員	そうである。「眺望を考慮し、眺望景観の支障となる樹木の伐採等を実施する。」に加えて、里山林の更新を図るといった内容を記載すればよい。反対に展望台の周りだからといって、園芸植物を植えることはよくない。樹木が大きくなる前に定期的に切ることで、明るい環境を好む生き物が展望台の周りに住処を作ることができる。展望台の活用と里山林の保全が一緒にできる場所であり、低林管理するために適した場所である。
澤田委員	樹木を切るときなどは、モニタリング調査や事前調査ができればよい。どういうものがある場所でこういう改変を行ったと分かるものがあればよい。検討事項の2か3に調査をするといった記載をしてほしいところである。
嶽山会長	現状、楽しもう会がモニタリング調査の役割を担っているのか。
澤田委員	楽しもう会のモニタリングは生き物田んぼの周辺だけである。
嶽山会長	今後改変しようとする場所に関してはモニタリングを実施するべきということか。
澤田委員	モニタリングというより、生態系の維持管理のための事前調査・事後調査といった文言の記載になる。
嶽山会長	情報発信という部分で、現状楽しもう会の中でモニタリングの情報などがストックされているのか。
澤田委員	管理事務所にストックされているかと思う。
嶽山会長	その情報をもとにパンフレットを作成し、情報発信を行っているのか。
澤田委員	里山だよりや自然共生サイトの申請時にもその情報が活用されている。
県公園緑地課	話は戻るが、ゾーニング図Aは今の植生であり、基本的には手を加えながら今の状態を維持するものであるが、予算的に限りがあるなかで、優先的に整備を進める場所を示した図がゾーニング図Bである。まずは、ゾーニング図Bに記載する場所の整備を進めていくことを想定している。
澤田委員	石の寝屋緑地全体として、守るべき生態系は、里山の自然であるが、里山の自然に、里山林のほか湿地や草原が含まれていることが分かるようにしておく必要がある。里山林と里山の自然は意図的に分ける必要がある。
澤田委員	ゾーニング図Bに「棚田、ため池」の管理の方法として、「機能回復のための整備・補修」と書いているが、このあたりの整備は住民参画では手に負えず、ハード整備が必要になってくる部分である。何らかの予算が取れたときに対応するということか。
県公園緑地課	そうである。
坂田委員	古墳が近くにあると思うが、その辺りの歴史の活用はどうするのか。

発言者	発言内容
	また、もし、近隣小学校に訪れてもらうのであれば、例えば、屋根付きの施設に説明看板などを県が設置する必要がある。自然を保全し、それを誰かの勉強に使う、あるいは、観光の資源にするといったことがないと持続可能にならないのでは。その場合に例えば建物に入るのに使用料を設定すればどうか。
嶽山会長	石屋小学校では、紙芝居などで古墳の歴史を伝える活動をされていたかと思う。古墳辺りの自然環境はどうなっているのか。
澤田委員	古墳は尾根に近いところにあり、里地里山が現役だった時代は禿山に近い状態で、その名残で今も少し禿げており、草原性の植物が多少残っている。ゾーニング図Bのアカマツ林があるところあたりである。本當は遷移が進行しないようにした方がよい。古墳に関しては、自然環境保全に関する基本的な考え方であるため、触れていないということか。
県公園緑地課	そうである。また古墳の大部分が公園の区域外である。
嶽山会長	方向性として、ゾーニング図Bで歴史の資源に触れておく必要があれば加えればよい。
淡路島公園・あわじ石の 寝屋緑地管理事務所	古墳の話は、自然環境保全というより活性化の方ではないか。また色々とお話が出ているが、指定管理者としては、活動のマンパワーが限られている。その辺りを補うため、県で予算を確保する考え方が必要である。
嶽山会長	県には自然環境を保全していくための整備や補修は実施していただきたい。活用に関しては、先ほど話があったが、古墳の歴史の看板などサインのあり方なども含めて今後検討できればよい。
坂田委員	マンパワーという観点で、現状、楽しもう会が活動しているが、他の団体が活動できる可能性はあるのか。例えば、興味のある方を広く集めて活動できればよいのではないか。あり方では、本来こうしたいという目標とそれを達成するために必要な課題とのギャップをどう埋めるかを考えたほうが発展的である。
嶽山会長	担い手の高齢化や減少は大きな課題である。団体の持続をどうするのかは重要なテーマである。一方、違う団体にどのように参画してもらうのかというところで、例えば、南あわじの高校生は地域づくりの時間で環境学習を行っているので、上手く連携していくことができればよい。色々なネットワークを駆使することが大事である。
澤田委員	ゾーニング図の表の「想定される実施主体」にも「住民団体」と記載しているため、楽しもう会と特定しているわけではない。現状、楽しもう会が一番活動しており、モニタリング調査も行ってもらっている。実際は、複数の団体が関わる方がよい。
米山委員	淡路高校は野外活動を積極的に行ってるので、淡路高校などは関わってもらえるのではないか。
嶽山会長	先ほども実施主体の話が出たが、色々な主体の可能性を考慮しながら進めていければよい。

発言者	発言内容
澤田委員	資料3の検討事項3に、「保全緑地のため、収益事業を伴う民活の手法は想定していない」と記載があるが、民間企業では保全活動に参画したい企業が存在する。その企業の民間活力を使うことに関して、何かルールを決めておかなくてよいのか。どんな活動をする企業に来てもらいたいかを決めておくことがよい。公園のコンセプトを決めておくことで、それに沿った形で民間活力の導入の受け入れ方が決まっていく。
嶽山会長	参画したい企業の活動が、公園のコンセプトにマッチするかどうかを判断する必要がある。提案を見ながら、協議会の中で議論する流れになる。
澤田委員	「導入の必要性が生じた場合に検討する。」との書き方は、これはこれで構わない。
嶽山会長	公園施設の新設は今のところ予定していないのか。
県公園緑地課	予定していない。先ほど坂田委員がおっしゃった屋根付きの施設などの新設が必要となれば、新設する可能性はあるが、その辺りの議論も協議会で行っていただければよい。
藤原委員	情報発信に関する意見で、イベントに参加された方に対して、ほかのイベントや活動の情報発信を行えるよう情報発信拠点を整備することで、結果的に活動仲間が増えるとなおよい。
嶽山会長	他に意見はないか。 意見がないようなので、以上をもって本日のあり方検討は終了する。

以上